

篠ノ井中央公園におけるPark-PFIによる軽飲食店等設置管理事業

基本協定書(案)

本基本協定書(案)は、現時点において想定される市及び設置等予定者の基本的な役割分担等を記載したものであり、認定公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

令和8年8月

長野市

目 次

第1章 総則

- 第1条(目的)
- 第2条(定義)
- 第3条(事業遂行の指針)
- 第4条(本事業の概要)
- 第5条(事業日程)
- 第6条(乙による資金調達)
- 第7条(認定公募設置等計画の変更)
- 第8条(許認可及び届出等)
- 第9条(本施設の整備に伴う各種調査)
- 第10条(整備に伴う周辺的安全及び環境対策)
- 第11条(関係事業者との連携)
- 第12条(自己責任)

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

- 第13条(公募対象公園施設の設計)
- 第14条(設計の変更)
- 第15条(工事責任者の設置)
- 第16条(整備工事)
- 第17条(第三者の使用)
- 第18条(保険)
- 第19条(甲による説明要求及び立会い)
- 第20条(甲による中間確認)
- 第21条(乙による完成検査)
- 第22条(甲による完了検査)
- 第23条(甲による完了検査確認通知書の交付)
- 第24条(工事期間の変更)
- 第25条(工事の一時中止)
- 第26条(工事の一時中止による費用等の負担)
- 第27条(工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱い)

第3章 特定公園施設の設計・整備

- 第28条(特定公園施設の設計)
- 第29条(設計の変更)
- 第30条(工事責任者の設置)
- 第31条(整備工事)

第32条(第三者の使用)
第33条(保険)
第34条(甲による説明要求及び立会い)
第35条(甲による中間確認)
第36条(乙による完成検査)
第37条(甲による完了検査)
第38条(甲による完了検査確認通知書の交付)
第39条(工事期間の変更)
第40条(工事の一時中止)
第41条(工事の一時中止による費用等の負担)
第42条(工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱い)

第4章 特定公園施設の引渡し

第43条(引渡し)
第44条(契約不適合)

第5章 利便増進施設の設置及び管理運営

第45条(利便増進施設の設置及び管理運営)

第6章 公募対象公園施設の管理運営

第46条(公募対象公園施設の許可等)
第47条(維持管理)
第48条(許可の取り消し等)
第49条(変更許可申請)
第50条(廃止許可申請)
第51条(許可の更新)
第52条(営業報告及び評価)
第53条(改善命令)
第54条(第三者の使用)
第55条(災害時等の対応)

第7章 契約保証

第56条(契約保証)

第8章 不可抗力及び法令等の変更

第57条(不可抗力による損害等)
第58条(不可抗力による協定解除)

第59条(法令等の変更)

第60条(法令等の変更による損害等)

第61条(法令等の変更による協定解除)

第9章 協定期間及び協定の解除

第62条(協定期間)

第63条(認定公募設置等計画の有効期間)

第64条(公募対象施設の設置期間)

第65条(甲の解除権)

第66条(乙による協定解除)

第67条(認定公募設置等計画の認定取り消し)

第68条(解除に伴う措置)

第69条(解除に伴う賠償等)

第10章 原状回復の義務

第70条(原状回復の義務)

第11章 雑則

第71条(協議)

第72条(著作権の使用)

第73条(特許権等の使用)

第74条(協定上の地位の譲渡)

第75条(秘密保持)

第76条(計算単位等)

第77条(相殺)

第78条(通知先等)

第79条(準拠法)

第80条(管轄裁判所)

第81条(定めのない事項)

篠ノ井中央公園におけるPark-PFIによる軽飲食店等設置管理事業 基本協定書(案)

長野市(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)は、篠ノ井中央公園におけるPark-PFIによる軽飲食店等設置管理事業(以下「本事業」という。)に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本協定は、「篠ノ井中央公園におけるPark-PFIによる軽飲食店等設置管理事業公募設置等指針」(以下「公募設置等指針」という。)を受けて、乙が提案し、甲が認定した「公募設置等計画」(以下「認定公募設置等計画」という。)に基づき、甲及び乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)公募設置等指針

甲が公表した公募設置等指針、参考資料、様式集及び質問回答書の書類をいう。

(2)認定公募設置等計画

公募設置等指針に基づき、乙が甲に提出し、甲が認定した公募設置等計画及びその他付随する一切の書類をいう。

(3)公募対象公園施設

乙が認定公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する収益施設及び当該施設に付帯する設備、その他の都市公園法第5条の2第1項に定める公募対象公園施設をいう。

(4)特定公園施設

乙が認定公募設置等計画に基づき建設、譲渡する都市公園法第5条の2第2項第5号に定める特定公園施設をいう。

(5)利便増進施設

乙が認定公募設置等計画に基づき設置・所有して管理運営する都市公園法第5条の2第2項第6号に定める利便増進施設をいう。

(6)設計図書

公募対象公園施設及び特定公園施設に係る設計図及び特記仕様書をいう。

(7)設置許可

甲が、都市公園法第5条の規定に基づき、乙に対し、公園施設を設置し管理することを認め、与える許可をいう。

(8)設置許可使用料

設置許可に関連して、認定公募設置等計画に基づき、公募対象公園施設に係る設置許可使用料をいう。

(9) 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、浸水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、疫病その他自然的又は人為的な事象であつて、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由をいう。

(事業遂行の指針)

第3条 甲及び乙は、本事業を都市公園法（昭和31年法律第79号）（以下「法」という。）及び長野市都市公園条例（以下「条例」という。）並びに関係法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針等及び認定公募設置等計画に従って遂行するものとする。

2 本協定、公募設置等指針、認定公募設置等計画において、齟齬がある場合には、本協定、公募設置等指針、認定公募設置等計画の順で優先的な効力を有する。ただし、認定公募設置等計画の内容が公募設置等指針に定める水準を超える場合には、その限りにおいて認定公募設置等計画が公募設置等指針に優先する。

3 公募設置等指針等の各書類で疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、公募対象公園施設の設置及び管理運営並びに特定公園施設の建設及び譲渡並びに利便増進施設の設置及び管理運営並びにこれに関連する一切の行為により構成される。

(事業日程)

第5条 本事業は、原則として認定公募設置等計画の事業日程に従って実施するものとする。

(乙による資金調達)

第6条 本事業に関連する資金の調達は、全て乙の責任において行うものとする。

(認定公募設置等計画の変更)

第7条 乙は、本事業の実施に当たり、法第5条の6第2項に規定する基準等を踏まえ、認定公募設置等計画を変更しようとする場合には、甲の認定を受けなければならない。

2 甲及び乙は、前項に基づき認定公募設置等計画が変更された場合には、必要に応じて本協定を変更するものとする。

(許認可及び届出等)

第8条 本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可及び届出(以下「許認可等」という。)は、本協定で別段の定めがある場合を除き、乙がその責任及び費用負担におい

て取得、維持又は提出しなければならない。ただし、法令、本協定その他の合意により、甲が取得、維持すべきとされる許認可及び提出すべきとされる届出はこの限りでない。

2 乙は、前項の許認可等の取得及び提出に際しては、甲に事前説明及び事後報告を行うものとする。

3 甲は、乙からの要請がある場合は、乙による許認可等の取得、維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力するものとする。

4 乙は、甲からの要請がある場合は、甲による許認可等の取得、維持及び提出に必要な資料の提供その他について協力するものとする。

5 乙は、乙が取得すべき許認可等の取得又は提出の遅延により、甲に増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、法令変更又は不可抗力により遅延した場合は、第8章の規定に従い、甲の責めに帰すべき場合は、甲が当該増加費用又は当該損害を負担するものとする。

(本施設の整備に伴う各種調査)

第9条 乙は、本施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。

2 乙は、前項の調査等を行う場合は、甲の承認を得るものとし、当該調査等を終了したときは、甲に当該調査等に係る報告をしなければならない。

(整備に伴う環境対策)

第10条 乙は、本事業に係る施設の整備工事が周辺環境に与える影響を勘案し、自らの責任と費用負担において、必要な環境対策を講ずるものとする。

2 乙は、前項の環境対策の実施方法等について、事前に協議するものとし、甲に対して、その結果を報告するものとする。

3 乙は、第1項の環境対策の不調を理由として認定公募設置等計画の変更をすることはできない。ただし、第7条第1項に基づき、事前に甲の認定を受けた場合は、この限りでない。

4 第1項の環境対策の結果、本施設の供用開始予定日の遅延が見込まれる場合において、乙が請求した場合には、甲乙協議の上、甲は、事業日程を変更する必要があると認められるときは、本施設の供用開始予定日を変更するものとする。

5 第1項の環境対策の結果、乙に生じた増加費用及び損害(本施設の供用開始予定日の変更されたことに伴い増加する費用を含む。)については、乙が負担するものとする。

(関係事業者との連携)

第11条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、篠ノ井中央公園及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

(自己責任)

第12条 乙は、本協定、設置許可書及び占用許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

2 乙は、本事業に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は損害を及ぼしたときは、自己の責任及び費用において解決するものとし、甲に対して、補償等の名目のいかんを問わず、金銭その他いかなる要求もしないものとする。

3 乙は、本協定、設置許可書及び占用許可書に別段の定めがある場合を除き、本事業に関する乙から甲に対する報告、通知又は説明を理由として、本協定、設置許可書及び占用許可書に基づくいかなる責任をも免れない。

4 甲は、前項の報告、通知又は説明を受けたことをもって、何ら責任を負担するものではない。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

(公募対象公園施設の設計)

第13条 乙は、本協定締結日以降、速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。

3 設計に当たり、必要な調査や法令等の手続は、乙がその責任及び費用負担において行うものとする。

4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

5 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

6 乙は、公募対象公園施設の設計に当たって、認定公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、条例その他関係法令を遵守しなければならない。

(設計の変更)

第14条 甲は、前条第2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

(工事責任者の設置)

第15条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(整備工事)

第16条 乙は、第13条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する施工計画書等の承諾後、速やかに公募対象公園施設の工事に着手しなければならない。

2 乙は、第13条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する施工計画書等に基づき、公募対象公園施設の工事を行うものとする。

3 乙は、公募対象公園施設の工事着手前に、公募対象公園施設の詳細図面、工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した施工計画書及び週間工程表(以下「施工計画書等」という。)を甲に提出するものとする。

4 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書等について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

5 甲は、提出された施工計画書等を審査し、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置計画の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。

6 乙は、公募対象公園施設の工事着手日の2週間前までに、法に基づく公募対象公園施設の設置許可申請書を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

7 甲は、前項に基づき提出された申請書の内容が本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の趣旨に合致していれば、これを許可するものとする。

8 工事実施に伴う必要な調査や法令等の手続は、乙がその責任及び費用負担において行うものとする。

(第三者の使用)

第17条 乙は、公募対象公園施設の整備工事に当たって、第三者を使用する場合、事前に甲に書面により届け出なければならない。

2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

第18条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを提出しなければならない。

(甲による説明要求及び立会い)

第19条 甲は、公募対象公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(甲による中間確認)

第20条 甲は、公募対象公園施設が設計図書等に従い整備されていることを確認するために、整備期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、整備状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむを得ない場合を除き、これに従わなければならない。

3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部に瑕疵又は不適合(乙の過失の有無を問わない。)があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による完成検査)

第21条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対して完成検査の結果を、完成検査後速やかに報告するものとする。

(甲による完了検査)

第22条 甲は、整備工事完了後、乙の報告に基づき、公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

4 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第23条 甲は、前条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知しなければならない。

(工事期間の変更)

第24条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第26条 甲は、前条の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、一時中止が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、乙が工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用について甲乙協議するものとする。

(工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱い)

第27条 乙が公募対象公園施設の工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責任を負う。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

第3章 特定公園施設の設計・整備

(特定公園施設の設計)

第28条 乙は、本協定締結日以降、速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。

2 乙は、公募設置等指針及び認定公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。

3 設計に当たり、必要な調査や法令等の手続は、乙がその責任及び費用負担において行うものとする。

4 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

5 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙からの報告を求めることができる。

6 乙は、特定公園施設の設計に当たって、認定公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、条例その他関係法令を遵守しなければならない。

(設計の変更)

第29条 甲は、前条第2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

(工事責任者の設置)

第30条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場に係る必要な報告を行うほか、工事現場に係る甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(整備工事)

第31条 乙は、第28条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する特定公園施工計画書等の承諾後、速やかに特定公園施設の工事に着手しなければならない。

2 乙は、第28条第2項に定める設計図書及び本条第3項に規定する特定公園施工計画書等に基づき、特定公園施設の工事を行うものとする。

3 乙は、特定公園施設の工事着手前に、特定公園施設の詳細図面、工事内容、工事期間、工事全体工程表及び各工程における施工方法を記載した施工計画書及び週間工程表(以下「特定公園施工計画書等」という。)を甲に提出するものとする。

4 甲及び乙は、前項に規定する特定公園施工計画書等について、必要があると認められる場合には、内容の変更に関する協議を行うことができる。

5 甲は、提出された特定公園施工計画書等を審査し、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。

6 乙は、特定公園施設の工事着手日の2週間前までに、法に基づく特定公園施設の設置許可申請書を甲に提出し、甲の許可を得なければならない。

7 甲は、前項に基づき提出された申請書の内容が、本協定、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の趣旨に合致していれば、これを許可するものとする。

8 工事実施に伴う必要な調査や法令等の手続は、乙がその責任及び費用負担において行うものとする。

(第三者の使用)

第32条 乙は、特定公園施設の整備工事に当たって、第三者を使用する場合、事前に甲に書面により届け出なければならない。

2 前項の規定に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

第33条 乙は、自己の費用において、損害保険会社と保険契約を締結しなければならない。

2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを提出しなければならない。

(甲による説明要求及び立会い)

第34条 甲は、特定公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。

2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はやむを得ない事由がある場合を除き、これに従わなければならない。

(甲による中間確認)

第35条 甲は、特定公園施設が設計図書等に従い整備されていることを確認するために、整備期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、整備状況が設計図書等の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、やむを得ない場合を除き、これに従わなければならない。

3 乙は、甲が本条に規定する中間確認を行ったことを理由として、特定公園施設の整備工事の全部又は一部に瑕疵又は不適合(乙の過失の有無を問わない。)があった場合における責任を、甲に求めることができない。

(乙による完成検査)

第36条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。

乙は、完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。

3 乙は、甲に対して完成検査の結果を、完成検査後速やかに報告するものとする。

(甲による完了検査)

第37条 甲は、工事完了後、乙の報告に基づき、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

4 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用して行うものとする。

(甲による完了検査確認通知書の交付)

第38条 甲は、前条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知しなければならない。

(工事期間の変更)

第39条 乙は、不可抗力又は乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないときは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第40条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項に従い特定公園施設の工事の全部又は一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第41条 甲は、前条の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、一時中止が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、乙が工事の続行に備え、工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用について甲乙協議するものとする。

(工事中に乙が第三者に与えた損害の取扱い)

第42条 乙が特定公園施設の工事に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対する損害を賠償する責任を負う。この場合において、乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

第4章 特定公園施設の引渡し

(引渡し)

第43条 乙は、第37条第1項に規定する完了検査に基づき、合格した場合には、甲に対して、特定公園施設を無償譲渡するものとする。

2 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとする。

3 前項の特定公園施設譲渡契約の内容は、認定公募設置等計画に基づき、甲と乙が協議し、定めるものとする。

(契約不適合)

第44条 甲は、前条に従い譲渡を受けた特定公園施設に契約不適合があるときは、乙に対しその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 乙が前項の契約不適合責任を負う期間は、特定公園施設の引渡し日を起算日として2年以内とする。ただし、乙が契約不適合を知っていた場合、又は乙の故意若しくは重大な過失によって契約不適合が生じた場合は、責任期間を特定公園施設の引渡し日を起算日として10年以内とする。

第5章 利便増進施設の設置及び管理運営

(利便増進施設の設置及び管理運営)

第45条 利便増進施設の設置及び管理運営は、第15条から第27条まで、第46条から第53条まで、第55条、第62条、第65条、第67条及び第70条の規定を準用して行うものとする。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる用語及び規定は、それぞれ同表の右欄に掲げる用語及び規定に読み替えるものとする。

読み替え前	読み替え後
公募対象公園施設	利便増進施設
設置許可	占用許可
●●●円／㎡・年とする。	670円／個・月とする。

第6章 公募対象公園施設の管理運営

(公募対象公園施設の設置許可等)

第46条 乙は、甲より設置許可を受け、公募対象公園施設の管理運営を行うものとする。

- 2 乙は、公募対象公園施設の供用開始日の1か月前までに、設置許可申請書を甲に提出し、許可を得なければならない。
- 3 前項の設置許可申請書には、次の事項を記載した公募対象公園施設管理運営計画書を添付しなければならない。
 - (1)運営計画：公募対象公園施設の営業内容、実施体制等
 - (2)維持管理計画：清掃、点検、修繕計画等
 - (3)緊急時の体制及び対応：緊急連絡体制、緊急対応マニュアル等
 - (4)収支計画：収益及び費用の見込み、資金計画等
 - (5)その他、甲が必要と認める事項
- 4 甲は、第2項の設置許可申請書及び第3項の公募対象公園施設管理運営計画書を審査し、本協定及び認定公募設置等計画の内容に合致している場合、条件を付し、許可を与えるものとする。
- 5 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。
- 6 乙は、認定公募設置等計画に基づき、提案した設置許可使用料を甲に支払うものとする。
- 7 前項の設置許可使用料の額は、●●●円／㎡・年とする。
- 8 乙は、前項の設置許可使用料を、甲が毎年度発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納付しなければならない。
- 9 乙による設置許可使用料の納付に遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

(維持管理)

第47条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、公募対象公園施設管理運営計画書及びその他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

- 2 乙は、自己の責任及び費用負担において、公募対象公園施設の設置管理区域の清掃及び維持管理を行うものとする。
- 3 乙が甲の所有する特定公園施設を汚損又は破損した場合、乙はその責任及び費用負担において、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
- 4 乙は、公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議又は調整を行う

ものとする。

- 5 乙は、設置許可区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

(許可の取り消し等)

第48条 甲は、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合、法の定めるところに従い、第46条に規定する許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更することができる。

- 2 前項の場合において、乙に生じた損失に対する補償については、法その他の関係法令の規定に従うものとする。
- 3 甲は、乙が都市公園関係法令又は許可条件に違反した場合には、第46条に規定する許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じて、甲はその補償を行わないものとする。
- 4 甲は、乙による公募対象公園施設の管理運営業務の水準が、公募設置等指針及び認定公募設置等計画の水準に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにもかかわらず、当該業務の水準が改善しないと判断する場合、甲は第46条に規定する許可を取り消すことができる。

(変更許可申請)

第49条 乙は、第16条第7項に基づく設置許可を受けた事項又は第46条第2項に基づく設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 乙は、前項に基づく変更により、認定公募設置等計画の変更が必要となる場合は、甲と協議し、甲の認定を得た上で、認定公募設置等計画を変更するものとする。

(廃止許可申請)

第50条 乙は、本協定又は認定公募設置等計画に即さず、公募対象公園施設を廃止しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の更新)

第51条 乙は、第46条の規定による設置許可の更新を希望するときは、許可期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、当該許可申請を審査し、認定公募設置等計画に合致していれば、許可条件を付し許可を更新するものとする。

- 2 乙は、甲が法令等の変更により許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできないものとする。
- 3 甲は、乙の設置許可申請の内容が認定公募設置等計画に合致していない場合、乙に対し、設置許可申請の内容の訂正を命ずることができる。この場合、乙は速やかに訂正した

設置許可申請書を作成し、甲に提出しなければならない。

(営業報告及び評価)

第52条 乙は、第46条第3項に定める公募対象公園施設管理運営計画書を乙の会計年度ごとに作成して、当該会計年度開始の30日前(ただし、初年度は公募対象公園施設の供用開始予定日の1か月前)までに、甲へ提出しなければならない。

2 乙は、前項に基づく管理運営及び維持管理状況を記載した事業報告書を乙の会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後30日以内に甲へ提出しなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施することができる。

(1)認定公募設置等計画や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。

(2)公募対象公園施設の維持管理・運営の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。

(3)公募対象公園施設の維持管理・運営が適切に行われていたか。

(改善命令)

第53条 甲は乙に対し、必要に応じ、公募対象公園施設について調査し、第46条第3項に規定する公募対象公園施設管理運営計画書に基づく管理運営が適切に行われていないと認めた場合、当該事項について改善を命ずることができる。

(第三者の使用)

第54条 乙は、公募対象公園施設の管理運営に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の管理運営に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき一切の事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(災害時等の対応)

第55条 乙は、本事業の実施に当たり、事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、本公園や周辺におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲に協力するものとする。

3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何を問わず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、

業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

第7章 契約保証

(契約保証)

第56条 乙に債務超過のおそれが生じるなど、その債務履行の確実性が確認できない状況が生じた場合、甲及び乙が協議の上、乙は、保険契約等により、本事業に係る設置許可使用料その他本事業から生じる債務の担保を図らなければならない。

第8章 不可抗力及び法令等の変更

(不可抗力による損害等)

第57条 乙は、不可抗力により、本協定又は提案書類で提示された条件に従って本業務を行うことができなくなった場合、その判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 甲が乙から、第1項の通知を受領した場合、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本協定の変更及び追加費用の負担について協議しなければならない。

4 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本協定の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合、甲が不可抗力に対応する方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続するものとする。

5 協定期間中の甲及び乙のリスクの分担は別表リスク分担表のとおりとする。なお、本協定のその他の規定及び別表リスク分担表に定めるもの以外のリスクの分担に係る事項については甲及び乙の協議により決定するものとする。

6 不可抗力により本協定の全部又は一部が履行不能となった場合又は不可抗力により公共施設への重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、公募設置等指針に従った対応を行うものとする。

(不可抗力による協定解除)

第58条 不可抗力により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合又は本協定の履行のために過大な費用を要すると判断した場合は、甲は乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。

2 不可抗力により、乙が本業務のうち公募対象公園施設の管理運営の継続が困難と判断した場合、又は当該業務の履行のために過大な費用を要すると合理的に判断した場合、乙

は、甲と協議の上、本協定のうち当該業務に係る部分を解除することができる。

(法令等の変更)

第59条 乙は、法令等の変更により、本協定、公募設置等指針又は認定公募設置等計画に従って本業務を行うことができないと判断した場合、乙は当該判断の理由の詳細を書面により直ちに甲に対して通知しなければならない。乙が当該通知を怠った場合、これにより甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づく義務の履行が適用法令に違反することとなった場合、当該義務の履行が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努力しなければならない。

(法令等の変更による損害等)

第60条 法令等の変更、追加により、甲又は乙に増加費用及び損害が生じるときは、本協定に別段の定めがある場合を除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の逸失利益に係る増加費用及び損害については、乙が全て負担するものとする。

(法令等の変更による協定解除)

第61条 法令等の変更により、甲が本事業の継続が困難と判断した場合、甲は、乙と協議の上、本協定の全部又は一部を解除することができる。

2 法令等の変更により、乙が公募対象公園施設の管理運営の継続が困難と判断した場合、乙は、甲と協議の上、本協定のうち当該業務に係る部分を解除することができる。

第9章 協定期間及び協定の解除

(協定期間)

第62条 本協定の有効期間(以下「事業期間」という。)は、本協定締結日から第70条に定める原状回復が完了するまでとする。

2 前項の事業期間の終了日は、次の各号に定める場合、甲が定め、別途乙に通知するものとする。

- (1)設置許可が取り消された場合
- (2)設置許可を更新しない場合
- (3)事業を途中で中止する場合

(認定公募設置等計画の有効期間)

第63条 認定公募設置等計画は、供用開始日から20年間とする。

(公募対象施設の設置期間)

第64条 公募対象公園施設の設置に係る設置許可の期間は、許可日から10年以内とする。

(甲の解除権)

第65条 甲は、第52条第3項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第62条の事業期間にかかわらず、設置許可を取り消し、又は更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、設置許可の際に付された許可条件、その他関係法令等に違反する行為を行った場合
- (2) 本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられても、なお改善が見られない場合
- (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を締結しがたい重大な事由が生じた場合
- (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受け、若しくは公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 乙が、監督官庁により営業取消又は停止等の処分を受け、若しくは自ら営業等を休止又は停止した場合
- (7) 乙又はそのグループの構成法人、乙が委託した第三者又は建物を賃借した者が、以下のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員であると認められるもの

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

カ その他上記アからオまでに準ずるもの

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の設置許可使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

(乙による協定解除)

第66条 甲が本協定及び公募設置等指針等に規定される甲の義務に違反し、かかる義務違反により本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は甲に通知し、本協定を解除することができる。

(認定公募設置等計画の認定取り消し)

第67条 甲は、本協定の定めるところに従って本協定が解除されたときは、乙に通知し、認定公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

- 2 乙は、前項の規定により認定公募設置等計画の認定が取り消された場合、甲に対し納付済みの設置許可使用料の返還、損失補償、損害賠償その他一切の金銭の支払を求めることはできない。

(解除に伴う措置)

第68条 公募対象公園施設について、第65条又は第66条に基づき本協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに設置許可の取り消しを行い、乙は速やかに、第70条第2項に基づき原状回復するものとする。ただし、第66条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法その他関連法令の規定に従うものとする。

- 2 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に公募対象公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって公募対象公園施設の撤去又は原状回復を行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、甲の撤去又は原状回復について異議を申し出ることはできず、第66条に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(解除に伴う賠償等)

第69条 甲は、乙が、第65条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙に対し、本事業に係る提案価格の100分の10に係る金額の違約金を請求することができる。かかる請求を受けたときは、乙は当該請求に係る違約金を速やかに甲に対し支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、甲に実際に生じた損害額が違約金額を超える場合において、その超過分につき、乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

第10章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第70条 原状回復とは、公募対象公園施設を撤去し、その敷地を更地として返還することという。

- 2 乙は、公募対象公園施設の営業終了日から1年以内に、事業区域及び乙の責めにより汚損若しくは破損した部分を原状回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業期間の満了日の6月前までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者(以下「新たな事業者」という。)と乙との間で、乙の所有する公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りでない。

- 4 本条の規定による原状回復にかかる費用(必要な調査や法令等の手続も含む)は、乙が負担するものとする。
- 5 乙が、第2項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1)乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けるものとする。
- (2)原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定するものとする。
- (3)乙は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得るものとする。
- (4)乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、甲が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。
- 6 乙が第2項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 7 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 8 乙は、やむを得ない事情により、第2項に定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の許可を受けなければならない。
- 9 乙は、第3項により、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

第11章 雑則

(協議)

第71条 甲及び乙は、必要と認められる場合は適宜、本協定に基づく事項について、相手方に対し協議を求めることができる。

(著作権の使用)

第72条 甲は、設計図書について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続するものとする。

2 前項の設計図書が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによるものとする。

3 乙は、甲が当該設計図書を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作権者(甲を除く。以下本条において同じ。)をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。

(1)成果物又は本施設の内容を公表すること。

(2)本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者

をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(3)施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4)本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1)設計図書を公表すること。

(2)設計図書を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(特許権等の使用)

第73条 乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りでない。

(協定上の地位の譲渡)

第74条 乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位又は本協定により生じる権利を第三者に譲渡又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならず、かつ、本協定上の地位又は本協定により生じる義務を第三者に承継させてはならない。

2 甲は、乙の本協定上の地位若しくは本協定により生じる権利義務又は工事対象施設に乙が金融機関等(本事業に関して事業者に融資する金融機関等に限る。)のために担保権を設定する場合、合理的な理由なく、前項の承諾を拒絶、留保又は遅延してはならない。

(秘密保持)

第75条 甲及び乙は、本協定又は本事業に関連して知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持して責任を持って管理し、本協定に係る義務の履行又は本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。なお、事業期間が終了し、又は本協定を解除された後においても同様とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

(1)開示の時に公知である情報

(2)開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3)開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4)甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

(5)開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得

した情報

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士又は国家公務員等の法令上の守秘義務を負う者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

4 甲は、前各項の規定にかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って、情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 乙は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(計算単位等)

第76条 本協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

2 本協定に関して、甲乙間で用いる通貨は、日本円とする。

(相殺)

第77条 甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、乙が甲に対して有する補償金返還請求権及びその他の債権と対当額で相殺し、不足のある場合はこれを徴収するものとする。

(通知先等)

第78条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地宛になされるものとする。

2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

(準拠法)

第79条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第80条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

(定めのない事項)

第81条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

(甲) 長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
長野市長 荻原 健司

(乙) (所在地)
(商号又は名称)
(代表者名)

リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容		分担	
				甲	乙
政治・行政 リスク	政治・行政上の事由	政策変更、議会等に伴う業務の継続支障やコストの増加に関するもの		●	
	法令・制度の変更	乙が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの		協議による	
		当該業務に限らず乙に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの			●
	税制の変更	乙が行う整備・管理運営業務に直接影響を及ぼす税制の変更に関するもの		協議による	
		当該業務に限らず乙に影響を及ぼす税制の変更に関するもの			●
経済 リスク	物価等の変動	物価変動、金利変動等に伴うコストの増加に関するもの			●
	資金調達	本事業を実施するために必要な資金の調達			●
社会 リスク	住民問題	施設の整備に係る住民運動、訴訟、要望等に関するもの		協議による	
		公募対象公園施設の管理運営業務に係る住民運動、訴訟、要望等に関するもの			●
	第三者賠償	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営業務に起因する損害に関するもの			●
	環境問題	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営業務に伴う環境問題に関するもの			●
異常 事態 リスク	不可抗力	自然災害等による業務の変更, 中止, 延期, 臨時休業※1	公募対象公園施設		●
			特定公園施設	協議による	
		工事中の不可視部における費用※2	公募対象公園施設		●
			特定公園施設	協議による	
		河川の氾濫による施設・機器等の損傷・損失	公募対象公園施設		●
			特定公園施設	●	

※1 災害により公募対象施設が損傷した場合は、乙が復旧を行うものとする。特定公園施設が被災により損傷した場合は、甲が復旧を行うものとする。

※2 基礎工事の際、発見された障害物(巨大な転石、地下埋設物)や文化財など。なお、建築物等の建設の際の地盤改良等は含まないものとする。

リスクの種類		リスクの内容		分担	
				甲	乙
管理 運営 リスク	事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期		●	
		乙の責任による中止・延期			●
		乙の事業放棄・破綻			●
	申請コスト	申請費用の負担			●
	引継コスト	施設運営の引継費用の負担			●
	運営費の増大	甲の責による運営費の増大		●	
		甲以外の要因による運営費の増大			●
	運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵による臨時休業等に伴うリスク			●
		感染拡大防止を目的とした、甲の指示による一時的な営業時間の短縮等に伴う運営リスク※3		協議による	
	修繕	公募対象公園施設等の施設、設備、物品の損傷	施設等の改修、修繕		●
		特定公園施設の施設、設備、物品の損傷	甲に譲渡後の施設等の改修、修繕	●	
			甲に譲渡前の施設等の改修、修繕		●
	損害賠償	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営に係る賠償に関するもの			●
	債務不履行	サービス水準の未達その他乙の債務不履行による損害の発生に関するもの			●
		甲の債務不履行による損害の発生に関するもの		●	
	需要変動	公園利用者減少による収入の減少に関するもの			●
		公園利用者の急増加等による公募対象公園施設の業務量及びコストの増加等に関するもの			●
	苦情等対応	施設の整備、公募対象公園施設の管理運営業務についての苦情等に関するもの			●
	資料等の損失	乙の責によるもの			●
		甲の責によるもの		●	
		上記以外		協議による	
	情報の安全管理	甲の責に帰すべき事由による個人情報の漏えいによる賠償費用		●	
		乙の責に帰すべき事由による個人情報の漏えいによる賠償費用			●

※3 感染症感染予防策等により、休業を命じた場合などにおいて休業補償が行われる場合、その補償を受けることを妨げるものではない。

別紙 1 事業者が付す保険等（第18条及び第33条関係）

乙は、本協定第18条及び第33条の規定するところにより、乙の責任と費用負担により以下の条件を充足する保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保するものとする。ただし、以下の保険条件は必要最小限度の条件であり、乙の判断に基づき更に担保 範囲の広い補償内容の条件とするほか、乙が認定公募設置等計画で提案するその他の保険（又は類似の機能を有する保証、共済等を含む。）を付保することを妨げるものではない。

1 整備工事期間中の保険

（1）建設工事保険

保険契約者 : 建設担当企業
被保険者 : 甲、建設担当企業等（全ての下請負人及びリース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）
保険の対象 : 本施設の建設工事
保険期間 : 本施設の工事着工日から引渡日まで
保険金額 : 本施設の建設工事費
補償する損害 : 水災・雪災害危険を含む不測かつ突発的な事故による工事目的物の損害

（2）第三者賠償責任保険

保険契約者 : 建設担当企業
被保険者 : 甲、建設担当企業等（全ての下請負人及びリース仮設材を使用する場合はリース業者を含む。）
保険の対象 : 本施設の建設工事
保険期間 : 本施設の工事着工日から引渡日まで
てん補限度額 : 対人 1 億円／1 名、1 0 億円／1 事故以上
対物 1 0 億円／1 事故以上
補償する損害 : 建設工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額 : 5 万円／1 事故以下

2 管理運営期間中の保険

（1）第三者賠償責任保険

保険契約者 : 公募対象公園施設・特定公園施設・利便増進施設の維持管理担当企業及び運営担当企業
被保険者 : 甲、公募対象公園施設・特定公園施設・利便増進施設の維持管理担当企業及び運営担当企業、並びにその全ての下請負業者とする。なお、交差責任担保特約を付帯すること。

保険の対象 : 本施設

保険期間 : 供用開始日から管理運営期間の終了日まで

てん補限度額 : 対人 1 億円／1 名、1 0 億円／1 事故以上
対物 1 0 億円／1 事故以上

補償する損害 : 公募対象公園施設・特定公園施設・利便増進施設の管理運営業務に起因する第三者の身体障害及び対物賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : 5 万円／1 事故以下

※上記保険以外の保険の付保については、乙の提案によるものとする。